

会長	それでは、ただ今から平成30年度第2回三重県建築審査会を開催します。 委員の皆様のご協力をお願いします。 まず、本日の審議の公開について、議題の審議に入る前に事務局から説明をお願いします。
三重県 (事務局)	それでは、ご説明します。 報告事項「建築基準法の規定による許可に関する建築審査会包括同意（建築審査会における取扱い）に基づき行った許可件数について」につきましては、氏名等の記載を省略し、個人か法人かを記載し、住所表記につきましても町名若しくは字名までとさせていただきますので、全面公開が可能と考えます。
会長	事務局から説明がありましたが、皆さんいかがでしょうか。 それでは、「審議会等の会議の公開に関する指針」及び「三重県建築審査会の公開に関する指針」に基づき、公開とします。続きまして、傍聴人及び報道記者について事務局から報告をお願いします。
三重県 (事務局)	報告させていただきます。傍聴者、報道記者ともございません。
会長	今回は傍聴者がおりませんので、このまま審議に入りたいと思います。それでは審議に入りますので、議事次第に基づいて進めていきます。つづきまして、報告事項「建築基準法の規定による許可に関する建築審査会包括同意（建築審査会における取扱い）に基づき行った許可件数について」の説明をお願いします。
三重県	<「建築基準法の規定による許可に関する建築審査会包括同意（建築審査会における取扱い）に基づき行った許可件数について」の説明>
会長	説明がありましたが、ご意見・ご質問などはありませんか。
委員	法56条の2第1項ただし書き許可について、 同じ敷地での許可が2件とのことですが、 包括基準「既存不適格建築物又は既に日影の許可を受けた建築物の敷地内における増築等」のうち 1件目が既存不適格建築物としての許可で 2件目が既に日影許可を受けた建築物としての許可ですか。
三重県	当該敷地は、 平成19年と平成24年に個別許可を行っており、 2件とも既に日影許可を受けた建築物としての許可です。
委員	元々は白地の都市計画区域外ですか。 調整区域ですか。
三重県	調整区域です。

会長

他によろしいでしょうか。
では、包括基準の報告について終了します。

これで本日の議題について予定通り終了しました。
以上で平成30年度第2回三重県建築審査会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。